

第5次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉策定業務委託仕様書

1 委託業務名

第5次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉策定業務

2 業務目的

本業務では、令和6年度より始まった第5次障がい者（児）プランについて、国の基本指針に基づき、地域の実情に合わせて策定されており、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービスの種類ごとの必要量の見込みや、その確保のための方策等を示し、第五次浦添市総合計画、その他本市の計画と整合性を保ちながら、本市の障がい者（児）の状況を踏まえた障がい者（児）のための施策に関する計画を改める。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

令和6年3月に策定された第5次障がい者（児）プランの改訂版（第8期浦添市障害福祉計画・第4期障害児福祉計画）の策定

（1）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の分析

（2）現計画（第5次てだこ障がい者（児）プラン）の検証

①各事業点検シートの現状分析、検証、評価

②人口等基礎データの収集

③障がい福祉サービス等給付の実績取りまとめ、現状分析

（3）ヒアリング調査実施

①関係部署ヒアリング

②各種協議会等へのヒアリング

③ヒアリング調査結果の分析、報告書の作成

（4）プランニング作業

①調査等の分析結果に基づく諸課題の明確化及び整理

②障がい福祉サービス等の必要見込量推計及び目標量確保のための方策の修正等

③第5次てだこ障がい者（児）プラン〈改訂版〉の提案及びとりまとめ

(5) 浦添市福祉保健推進協議会、浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会等の開催、運営のサポート

- ①配布資料作成
- ②専属職員の協議会等への出席
- ③協議会等の進行補助、意見の取りまとめ、助言
- ④議事録の作成
- ⑤プランに関わる会議全般を補助し、事務局と常に即応体制を整える。
- ⑥協議会等の進捗状況、報告書等を市のホームページで公開する作業

<協議会等の開催予定回数>

浦添市福祉保健推進協議会	2回
浦添市福祉保健推進協議会 障がい者（児）プラン<改訂版>策定専門部会	4回
浦添市障がい者自立支援協議会	3回
浦添市手話言語等コミュニケーション手段施策推進協議会	2回
障がい者（児）プラン検討委員会（課長級）	2回
障がい者（児）プラン作業部会（係長級）	随時

(6) 社会保障制度及び関連計画の情報の収集、動向把握

(7) 国・県の計画及び市策定の各計画との整合性の確保

5 成果物

(1) 計画書等 下表のとおり

	計画書	概要版
冊数	150部	300部
ページ数	50頁程度	12頁
用紙規格	A4版	A4版
用紙種類	表紙：色模造紙 90K	色模造紙 90K
	本編：白紙 70K	
インク	表紙：カラー	カラー
	本編：黒、一部カラー	
電子記録	CD-R 1枚	CD-R 1枚
納入期限	令和9年3月31日	令和9年3月31日

※一部カラーの頁数については、概ね現行計画書とおり。

(2) 会議配布資料・議事録 電子媒体 1部

6 その他留意事項

(1) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として受託者の負担とする。ただし、必要に応じて双方協議することが出来る。

(2) 法令等の遵守

受託者は、本業務実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 秘密の保持

本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。

(4) 成果品

成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。

(5) 業務の補償

業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これらに対する経費は、受託者の負担とする。

(6) 打ち合わせ等

受託者は、本市と緊密な連携を図り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において本市の求められた場合のほか、必要に応じて調整や報告を行うこと。

なお、打ち合わせ等を行った場合は、会議録を作成し、本市に提出すること。会議録は少なくとも打ち合わせ等において決定された事項、継続検討事項、スケジュール等と業務分担、その責任者と担当者等を記載するものとする。

(7) 協議等

この仕様書は概略を示したものであり、詳細については、市担当者と協議のうえ決定する。

(8) 参考資料等の貸与

本市が保有する資料等について、受託者に無償で貸与するが、業務完

了後、速やかに返却すること。なお、万一、資料等に損害を与えた場合は、受託者が責任を持って修復を行うこと。

(9) 参考文献等の明記

本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。

(10) 再委託の制限

受託者は、本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。